

亀岡市とソフトバンク株式会社との

環境及び教育事業連携に関する協定書

(協定の解約)

第5条 甲、乙、丙及び丁は、解約希望日の3箇月前までに本協定書当事者に書面により協議を申し入れることにより、本協定を解約することができる。

亀岡市（以下「甲」という。）、ソフトバンク株式会社（以下「乙」という。）、亀岡市教育委員会（以下「丙」という）及び公益財団法人亀岡市環境事業公社（以下「丁」という。）は、次のとおり連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第6条 本協定に定めない事項又は変更を必要とする事項については、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを定めるものとする。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙、丙及び丁の人的・物的・知的資源を有効に活用し、将来の社会で活躍する環境・社会・経済の複合的な課題に一体的に取り組む人材の育成に向け、ＩＣＴ利活用による環境啓発及び教育の推進に資することを目的とする。

本協定の締結を証するために、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和元年10月30日

甲 京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市長 球川孝裕

（連携事項等）

第2条 甲、乙、丙及び丁は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) I C Tの利活用による環境先進都市づくり
- (2) I C Tの利活用による環境学習の推進
- (3) I C Tの利活用による教育環境づくり
- (4) 先端技術が活用できる人材の育成
- (5) 前各号に係る情報の発信
- (6) その他前条の目的に資し、当事者が合意する事業

乙 東京都港区東新橋1丁目9番1号
東京汐留ビルディング
ソフトバンク株式会社
人事総務統括 C S R統括部

統括部長 池田昌人

（機密の保持）

第3条 甲、乙、丙及び丁は、本協定の履行に関して知り得た秘密事項を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は使用してはならない。本協定の有効期間満了後においても、また同様とする。

2. 乙、丙、丁は甲が定める亀岡市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

丙 京都府亀岡市安町野々神8番地
亀岡市教育委員会

教育長 神先宏彰

（協定の有効期限）

第4条 本協定の有効期限は、協定締結の日から2020年10月29日までとする。ただし、本協定の期間が満了の3箇月前までに、甲、乙、丙及び丁のいずれからも解約の申し出が無いときは、有効期間が満了する日から1年間更新され、その後も同様とする。

丁 京都府亀岡市大井町並河若宮筋36-1
公益財団法人 亀岡市環境事業公社

理事長 塩尻知己